

## 学校感染症について

学校保健安全法施行規則第 18 条の規定により、以下の感染症にかかっている、またはかかっている疑いのある場合には、定められた期間、出席停止の措置をとることとなっています。病状によって出席停止の期間は異なりますので、必ず医師の診断を受け、登校許可が出るまでは十分に休養をとってください。出席停止期間中は、欠席の扱いにはなりません。

また、登校は本人が快復し、他に感染の恐れがないと医師の診断を受けてからとなります。必ず医療機関に感染の恐れがないか確認の上、『登校許可届』を保護者が記入し、学校へ御提出ください。

	感染症の種類	出席停止の期間の基準	
第一種感染症	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで  ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症と見なす。	
	第二種感染症	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日(幼児にあっては 3 日)を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
		麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後 5 日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘	全ての発しんがかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
		結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種感染症	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
	その他の感染症	溶連菌感染症 A 型肝炎、B 型肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 など	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。